

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【告示】

- 電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合の使用料の額

（県例規集登載）

【企業局】

- 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

総務企画課

財産活用課

都市計画課

〃

スポーツ振興課

〃

文化振興課

環境企画課

目次

担当課（室）

- 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

（以上県例規集登載）

【人事委員会】

- 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

【教育委員会】

- 岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

〃

人事委員会

教育委員会

◎岡山県規則第十一号

岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境保健センター条例施行規則（昭和五十一年岡山県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号(一)中「八一〇」を「八二〇」に、「一、九六〇」を「一、九九〇」に改め、同号(二)中「一、〇二〇」を「一、〇三〇」に、「一、九五〇」を「一、九八〇」に、「三、二三〇」を「三、二九〇」に、「三、八八〇」を「三、九五〇」に、「九、六八〇」を「九、八四〇」に改め、同号(三)中「三、〇四〇」を「三、〇九〇」に改め、同号(四)イ中「七、八九〇」を「八、〇二〇」に改め、同(四)ロ中「四〇、一三〇」を「四〇、八一〇」に改め、同表第二号(一)イ中「二二五、八四〇」を「二二九、七〇〇」に改め、同(一)ロイ中「一、〇五〇」を「一、〇七〇」に、「一、七〇〇」を「一、七三〇」に、「二、五六〇」を「二、六〇〇」に、「二、八九〇」を「二、九四〇」に改め、同(ロ)中「六三〇」を「六四〇」に改め、同号(二)イ中「五四〇」を「一、〇四〇」に、「一、〇四〇」を「一、六八〇」に、「一、七二〇」を「一、九二〇」に、「二、六三〇」を「二、七二〇」に、「三、八八〇」を「四、〇九〇」に改め、同(二)ロ中「一、三三〇」を「二、一一〇」に改め、同号(三)中「八五〇」を「八六〇」に、「一、二五〇」を「一、二七〇」に改め、同号(四)中「二三、二〇〇」を「二三、六〇〇」に改め、同号(五)イ中「四、八〇〇」を「四、八九〇」に、「九、五〇〇」を「九、六七〇」に、「三一、九九〇」を「三二、五五〇」に改め、同(五)ロ中「一、七二〇」を「一、七五〇」に、「六八〇」を「六九〇」に改め、同表第三号中「八〇〇」を「八一〇」に、「四、一三〇」を「四、二〇〇」に改め、同表第四号中「九一〇」を「九二〇」に、「二、八一〇」を「二、八六〇」に改め、同表第五号(一)中「一、八〇〇」を「一、八三〇」に、「三、五四〇」を「三、六〇〇」に、「五、二七〇」を「五、三六〇」に改め、同号(二)中「七、八七〇」を「八、〇〇〇」に改め、同表第六号中「八五〇」を「八六〇」に、「一、八七〇」を「一、九〇〇」に、「三、六六〇」を「三、七三〇」に改め、同表第七号(一)中「八七〇」を「八八〇」に、「二、五〇〇」を「二、五四〇」に、「四、四五〇」を「四、五三〇」に、「四、八一〇」を「四、九〇〇」に改め、同号(二)イ中「八、四六〇」を「八、六〇〇」に改め、同(二)ロイ中「一、八七〇」を「一、九〇〇」に、「二、六二〇」を「二、六七〇」に改め、同(ロ)中「一、八〇〇」を「一、八三〇」に、「二、九八〇」を「三、〇四〇」に、「七、六七〇」を「七、八〇〇」に改め、同号(三)中「九一〇」を「九二〇」に、「三、〇九〇」を「三、一四〇」に、「四、六八〇」を「四、七六〇」に、「五、一九〇」を「五、二七〇」に改め、同号(四)中「八、〇五〇」を「八、一九〇」に改め、同号(五)中「五、九二〇」を「六、〇三〇」に、「二五、三四〇」を「二五、七七〇」に改め、同号(六)中「八二〇」を「八三〇」に改め、同表第八号(一)中「三、九四〇」を「四、〇〇〇」に改め、同号(二)中「一〇、四三〇」を「一〇、六〇〇」に改め、同表第十号中「二、五四〇」を「二、五九〇」に、「五、三二〇」を「五、四〇〇」に、「五、七四〇」を「五、八三〇」に、「四三、六一〇」を「四四、三五〇」に改め、同表第十一号中「一八、四六〇」を「一八、七七〇」に、「二四、六一〇」を「二五、〇三〇」に、「二九、八〇〇」を「三〇、三〇〇」に、「三九、五六〇」を「四五、一四〇」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十二号

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県おかやま旧日銀ホール条例施行規則（平成十六年岡山県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「二、一一〇円」を「二、一六〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「一、七九〇円」を「一、八三〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に改め、同表芸術・文化ワークルールの項中「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に、「八四〇円」を「八五〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十三号

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県天神山文化プラザ条例施行規則（平成十七年岡山県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の表中「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四五〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十四号

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則の一部を改正する規則

岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則(昭和五十五年岡山県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表演台の項、電光掲示板の項及びテープレコーダーの項中「八六〇円」を「八七〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十五号

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県笠岡陸上競技場条例施行規則（平成十六年岡山県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「二八〇円」を「二九〇円」に改め、別表の二の表テントの項中「八三〇円」を「八五〇円」に改め、同表陸上競技用器具の項中「四、五七〇円」を「四、六八〇円」に改め、同表サッカー用器具の項及びラグビー用器具の項中「一、〇四〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同表練習用器具の項中「二四〇円」を「二五〇円」に改め、同表放送設備の項中「一、〇六〇円」を「一、〇八〇円」に改め、別表の三の表会議室の項中「二六〇円」を「二七〇円」に改め、同表控室・休憩室の項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表記録室・放送室の項中「七五〇円」を「七六〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十六号

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一鶴鳴館の項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「六四〇円」を「六五〇円」に、「九五〇円」を「九六〇円」に、「八六〇円」を「八七〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表鶴鳴館本館の項中「六九〇円」を「七〇〇円」に改める。

別表第二陸上競技場・補助陸上競技場の項中「三一、四二〇円」を「三一、二六〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「六、二八〇円」を「六、四一〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、一二〇円」に、「五、二三〇円」を「五、三七〇円」に、「二〇、九四〇円」を「二一、五〇〇円」に改め、同表野球場の項中「四九〇円」を「五〇〇円」に改め、同表体育館の項中「八七〇円」を「八八〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「七、五四〇円」を「七、九三〇円」に改め、同表テニスコルターの項、レコードプレイヤーの項及びテントの項中「八七〇円」を「八八〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、六六〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百十九号

電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合の使用料の額を次のように定める。
令和六年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合の使用料の額

平成二十一年岡山県告示第百十八号（工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額）の全部を改正する。

岡山県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年岡山県条例第二十号）第四条第一項第一号の規定により、電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合の使用料の額を次のとおり定める。

- 一 電柱その他これに類するもの
- (1) 山林に設置する場合

使用物件	単位	使用料
裸線又は被覆線	本柱、支線若しくは支柱又は附属設備一本ごとに一年	一、二一〇円
ケーブル	本柱、支線若しくは支柱又は附属設備一本ごとに一年	八七〇円

備考

- 一 使用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割りでもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。
- 二 使用料の額は、使用料の欄に定める金額に、使用を許可した使用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）とする。ただし、当該使用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、使用料の欄に定める金額に、各年度における使用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（以下「各年度の使用料の額」という。）の合計額（各年度の使用料の額が百円に満たない場合にあっては、当該各年度の使用料の額を百円として合計した額）とする。
- 三 前号の規定にかかわらず、土地の使用のうち消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、同号本文の規定により算定した額（その額が百円に満たない場合にあっては、同号本文括弧書の規定により百円とする前の額）に一・一を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）とする。ただし、同号ただし書の規定により算定することとなる場合にあっては、各年度の使用料の額に一・一を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）の合計額とする。
- 四 第二号の規定により算定された額の使用料を徴収することが著しく不相当であると認められる使用物件について、知事が特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料を徴収しないことができる。
- (2) 山林以外の土地に設置する場合

使 用 料

使用物件	単位	田				畑	塩田	宅地	その他
		一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円				
本柱	本柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱若しくは鉄柱一本又は鉄塔若しくは携帯基地局の使用面積一・七平方メートルまでごとに一年	三、七四〇円	三、四六〇円	七二〇円	三、〇〇〇円	三六〇円		一八〇円	
支線又は支柱	一本ごとに一年	一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円	一八〇円		一八〇円	
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石一本ごとに一年 ハンドホール又はマンホール一個ごとに一年	一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円	一八〇円		一八〇円	

備考

- 一 (1)の備考一から四までの規定は、本表の使用料を徴収する場合について準用する。
- 二 使用面積が〇・〇一平方メートル未満であるとき、又はその面積に〇・〇一平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。
- (3) 建物その他の工作物に設置する場合

使用物件	単位	使用料
携帯基地局等	線路を支持する場所一箇所ごとに一年	一、五〇〇円

備考 (1)の備考一から四までの規定は、本表の使用料を徴収する場合について準用する。
二 その他の工作物

使用物件	単位	使用料				
		第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	所在地

その他のもの	外径が一メートル以上のもの					
	一時的に設けるもの	その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一月	四八〇円	一八〇円	五九〇円
道路不用地等に設置する工施用施設及び工施用材料			表示面積一平方メートルにつき一年	四八〇円	一八〇円	五九〇円
標識			一本につき一年	一、一〇〇円	八一〇円	六二〇円
その他のもの			使用面積一平方メートルにつき一月	四八〇円	一八〇円	五九〇円
			使用面積一平方メートルにつき一年	一、四〇〇円	一、〇〇〇円	七八〇円

備考

一 使用物件の所在地の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第二級地 早島町
- (2) 第三級地 岡山市、倉敷市、玉野市、浅口市及び里庄町
- (3) 第四級地 津山市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、矢掛町及び勝央町
- (4) 第五級地 上記以外の市町村

二 共架電線とは、電柱を設置する者以外の者が当該電柱に設置する電線をいうものとする。

三 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

四 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さ $\circ\cdot\circ$ 一平方メートル若しくは $\circ\cdot\circ$ 一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さ $\circ\cdot\circ$ 一平方メートル若しくは $\circ\cdot\circ$ 一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

五 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割りでもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。

六 一の表(1)の備考二から四までの規定は、本表の使用料を徴収する場合について準用する。

附 則

1 (施行期日)
この告示は、令和六年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
この告示の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産である土地の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

◎岡山県企業管理規程第四号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第百三十条第五項中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第五号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六項」を「及び第六項」に改め、同条第六項中「掲げる作業」の下に「又は業務」を、「対して、当該作業」の下に「又は業務」を加え、「当該作業が」を「第一号及び第二号に掲げる作業が」に改め、同項に次の一号を加える。

三 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（県内を除く。）において行う避難所の運営業務その他被災地支援に関する業務 七十円

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

◎岡山県人事委員会規則第五号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「第二十四条第二号イ」の下に「及びロ」を加える。

第二十四条第六項第二号中「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則中第二十四条第六項第二号の改正規定は公布の日から、第十六条の二の改正規定は令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第二十四条第六項第二号の規定は、令和六年一月一日から適用する。

◎岡山県教育委員会規則第二号

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十二日

岡山県教育委員会

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則

岡山県教育財産管理規則（昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。